

立川市立松中小学校保護者と先生の会(PTA)会則

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第1条 この会は、立川市立松中小学校保護者と先生の会(PTA)といい、事務所を松中小学校校内立川市一番町5-8-5におく。

第 2 章 目 的 及 び 活 動

第2条 この会の目的は会員が互いに協力して、学校・家庭・社会における児童の幸福と健全な成長を図ることにある。

第3条 この会は前条の目的をとげる為に学級 PTA を基盤として次の活動を行うこととする。

- ① 学校と家庭との緊密な連携による児童のよりよい生活と環境の整備を図る。
- ② 会員相互の教養の向上と親和を図る。
- ③ その他、この会の目的達成に必要なと認められる活動を行う。

第 3 章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育や福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかかわることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 他の団体及び個人の干渉支配を受けない。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはそれに代わるもの及び教職員とする。但し、この会の目的及び活動に賛同せず、会員にならないもしくは退会を行う場合は、「PTA活動に関する確認書」をPTA本部に提出を行う。

第6条 この会の会員はすべて平等な権利と義務を有し、この会の目的と方針に従って活動する。

第 5 章 会 計

第7条 この会の経費は会費その他の収入による。

第8条 この会の会費は会員の一世代につき年額2450円(教職員は一人あたり)とする。

第9条 この会の経理は総会で議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の経理は会計監査を経て総会の報告し、その承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 役員・監査

第12条 この会に次の役員・監査をおくこととし、本部役員を構成する。

会 長	1名(保護者)
副 会 長	3名(保護者 2・教員 1)但し、必要に応じて若干名の増員が出来る。
書 記	3名(保護者 2・教員 1)
会 計	3名(保護者 2・教員 1)
会 計 監 査	3名(保護者 2・教員 1)但し、必要に応じて若干名の変更が出来る。

第13条 役員は、他の役員及び特別委員を除く委員を兼ねることは出来ない。

第14条 役員・監査の選出方法

- 1 この会の役員・監査の選出については、運営委員会が窓口となり、選考会を開催し、役員決定までの一切の選出事務を執り行う。
- 2 役員・監査の選出方法は、全会員からの立候補・推薦によるものとするが、会長への立候補がない場合は、前年からの在籍している副会長の中から次期会長を選出する。他の役員について定数に満たない場合は、全委員会において学級委員の中から選出され、総会で承認を得る。
- 3 教員から選出される役員・監査は学校側で定める。

第15条 役員・監査の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は会務を補佐し、この会の代表とする。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- ③ 書記は会議の記録、その他この会に関する庶務的事務をなす。
- ④ 会計はこの会の収支を記録し、監査を経て決算報告・予算(案)を総会へ提出する。
- ⑤ 会計監査は、その年度の会計を監査してその結果を総会へ報告する。会計監査はすべての会議に出席できるが議決権を持たない。

第16条 役員・監査の任期はいずれも2年とし再任を妨げない。ただし同じ役職については連続し2年を限度とする。また、感染症拡大等により、役員の任期に関しては、例外もある。
教員はこの限りではない。

第 7 章 総 会

第17条 総会はこの会の最高決議機関で全会員をもって構成し、次のことを行う。

- ① 定期総会は年に1回行う。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または、会員 10 分の 1 以上の要求があった時、開催する。
- ② 総会の成立は、委任状を含めて過半数を必要とする。
- ③ 総会の議事は出席者の過半数で決する。
- ④ 総会は、会計監査を経て、前年度の決算及びその承認、役員の異動ならびに新年度計画・収支予算の審議決定を行う。

第 8 章 運 営 委 員 会

第18条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長によって構成される。

第19条 運営委員会は必要に応じてこれを開くこととし、委員会の3分の2以上の出席がなければ成立しない。議決は出席者の過半数で決する。

第20条 運営委員会は、各機関の連絡調整と効果的運営を図り次のことを行う。

- ① 総会へ提出する報告書の作成
- ② 年度計画案、予算案の作成
- ③ 細則案の審議決定
- ④ 必要のある場合特別委員会の設置と解散その他必要事項の処理

第 9 章 全 委 員 会

第21条 全委員会の構成は役員・全学級委員・教職員代表をもって組織する。

第22条 全委員会は運営委員会が必要と認めた時、これを開くこととし、次の事を行う。

- ① 役員及び監査の選出ならびに欠員の補充
- ② 各委員会よりの報告及び全委員間の情報交換
- ③ その他必要事項の討議

第 10 章 常置委員会 及び 特別委員会

第23条 この会の常置委員会として、学級代表委員会・広報委員会・地区委員会を置き、委員会は正副委員長を互選する。

- 第24条
- ① 学級代表委員会は、各学級より選出された学級委員内の2名と教員代表により構成され、学級PTAを基盤とした事項の推進運営にあたる。
 - ② 広報委員会は、各学級より選出された広報委員と教員で構成され、会員及び児童の文化的活動に関する情報等、広報誌の発行を中心に行う。
 - ③ 地区委員会は、各学級より選出された地区委員2名と教員で構成され、地域や学校との連絡等を行い、校外における安全確保や地域環境の向上、更に児童の心身の健全な発達をめざし、善導に努める。

第25条 常置委員会は、必要に応じて開催できる。事業計画については、運営委員会に図らなければならない。

- 第26条
- ① 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の議を経て設置し、特別要務が終了した時、解散する。
 - ② 特別委員会の委員は運営委員会の議を経て委嘱する。
 - ③ 特別委員会が設置された時は、すみやかに全会員に知らせる。

第 11 章 学 年 委 員 会

第27条 学年委員会は、当該学年の学級委員全員と当該学年担任教員とが学年ごと、必要に応じて開催する。

- 1 同学年の会員相互の連絡を図る。
- 2 学級PTAの推進を図る。
- ③ この会の活動を学年に普及させるように努める。
- ④ 担任教員と図り、学年PTAを開催できる。

第 12 章 学 級 P T A

第28条 学級PTAは、学級委員と担任の先生とが相談し、学級ごとに必要に応じて開催する。

- ① 委員の選出方法 …… 学級委員は学級ごとに会員の互選により5名選出し、学級代表委員会2名・広報委員会1名・地区委員会2名とする。
但し、20名未満の学級については、学級委員は学級ごとに

会員の互選により学級代表委員会 1 名ないし 2 名のみ選出する。

- ② 学級の保護者と先生、保護者相互の話し合いを中心として、互いに協力し知恵を出し、経験を話し合う等学習し、親睦を深め児童の幸福な成長を図る。
- ③ 学級内の保護者にPTA活動を正しく理解してもらうよう努め、参加者の増大を図る。

第 13 章 細 則

第30条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決をもって定める。

第 14 章 改 正

第31条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て改正する。

付 則

この会則は、昭和55年5月19日制定施行する。
この会則は、昭和60年2月16日改正施行する。
この会則は、平成 2年5月19日改正施行する。
この会則は、平成 8年5月18日改正施行する。
この会則は、平成10年5月16日改正施行する。
この会則は、平成13年5月19日改正施行する。
この会則は、平成14年5月10日改正施行する。
この会則は、平成16年5月26日改正施行する。
この会則は、平成24年5月 2日改正施行する。
この会則は、平成26年5月 2日改正施行する。
この会則は、平成27年5月 1日改正施行する。
この会則は、平成29年5月 2日改正施行する。
この会則は、平成30年4月28日改正施行する。
この会則は、令和 3年4月27日改定施行する。
この会則は、令和 5年4月 1日改定施行する。

令和 3年 4月27日 第 4 章 第 5 条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはそれに代わるもの及び教職員とする。但し、この会の目的及び活動に賛同せず、会員にならないもしくは退会を行う場合は、「PTA活動に関する確認書」をPTA本部に提出を行う。

第 12 章 第 28 条 ① 委員の選出方法 …… 学級委員は学級ごとに会員の互選により5名選出し、学級代表委員会2名・広報委員会1名・地区委員会2名とする。

但し、20 名未満の学級については、学級委員は学級ごとに会員の互選により学級代表委員会 1 名ないし 2 名のみ選出する。

令和 5 年 4 月 1 日 第 6 章 第 14 条 役員・監査の選出方法は、全会員からの立候補・推薦によるものとするが、会長への立候補がない場合は、前年からの在籍している副会長の中から次期会長を選出する。他の役員について定数に満たない場合は、全委員会において学級委員の中から選出され、総会で承認を得る。

第 6 章 第 16 条 役員・監査の任期はいずれも 2 年とし再任を妨げない。ただし同じ役職については連続し 2 年を限度とする。また、感染症拡大等により、役員の任期に関しては、例外もある。教員はこの限りで

はない。

細 則

第 1 章 慶弔規定

- 第1条 児童・会員・教職員死亡の場合は、5000円を霊前に供える。
第2条 その他の場合は、必要に応じて運営委員会の議を経て決定する。

第 2 章 集金に関する事項

- 第3条 会費は、6月に引き落としする。(平成29年5月2日改正施行)

第 3 章 改 正

- 第4条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は、次期総会及び全会員に報告しなければならない。

(第2章の一部を平成5年5月15日付削除、平成29年5月2日付改定)
この細則は昭和63年5月14日より施行する。

第 4 章 会 計 執 行

- 第5条 会則第5章第11条に定める、会計の締め日(3月31日)以降、定期総会日までの会計執行については、定期総会において仮決算報告を行い、承認を得る。支出については、新年度の予算に含まれることとする。

第 5 章 個人情報取扱規則

- 第6条 会則第4章第5条に定める会員情報を取り扱うにあたり、個人情報取扱規則に沿って、会員の個人情報を管理し運営することとする。(平成30年4月28日改正施行)

設立年月日:1980年5月19日

以上の規約内容に相違ない事を証明致します。

立川市一番町 5-8-5 立川市立松中小学校 PTA 会長 河林 雄一